

新型コロナウイルス感染症の集団発生に係る公表について

令和2年8月7日

市立函館保健所保健予防課

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、市内の集団発生状況を下記のとおり公表する。

記

1 公表の目的

市内の集団発生状況を公表することにより、市民が正確な情報を共有すること、および市民一人ひとりの冷静な判断と適切な行動を促すとともに、市内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表基準

市内にある不特定多数の者が利用する施設で感染者が集団発生した場合であって、当該施設において感染者と濃厚接触した可能性のある者を特定できず、感染経路の追跡が困難なときは、次項各号に掲げる事項を公表するものとする。

3 公表事項

- (1) 感染者が集団発生した施設の名称および住所
- (2) 感染者の発生状況

4 留意事項

- (1) 公表にあたっては、感染者や利用者等の個人が特定されないよう、人権の尊重および個人情報の保護に十分留意するものとする。
- (2) 集団感染の拡大を防ぐとともに、今後の感染防止の徹底に繋げるため、上記3の他、感染の要因と推測される事項その他の情報を公表することがある。